

平成 29 年度弁護士による無料法律相談実施要領

富山県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 とやま被害者支援センター

1 実施曜日・時間

無料法律相談は、富山県弁護士会犯罪被害者支援委員会の協力のもと、原則として毎月最終水曜日の午前 10 時から午前 12 時までの間に実施します。

平成 29 年度の日程は、下表のとおりです。ただし、相談内容並びに相談者及び当番弁護士の都合により、相談日を変更する場合があります。

無 料 法 律 相 談 日					
相談年月日	曜日	相談時間	相談年月日	曜日	相談時間
平成 29 年 4 月 26 日	水	午前 10:00 ～ 午前 12:00	平成 29 年 10 月 25 日	水	午前 10:00 ～ 午前 12:00
平成 29 年 5 月 31 日	水		平成 29 年 <u>11 月 22 日</u>	水	
平成 29 年 6 月 28 日	水		平成 29 年 <u>12 月 20 日</u>	水	
平成 29 年 7 月 26 日	水		平成 30 年 1 月 31 日	水	
平成 29 年 8 月 30 日	水		平成 30 年 2 月 28 日	水	
平成 29 年 9 月 27 日	水		平成 30 年 <u>3 月 21 日</u>	水	

注) 11月及び年年末・年度末の相談日は、諸般の事情により 1 週前の水曜日とします。

2 実施場所

公益社団法人 とやま被害者支援センター 面接室

富山市牛島町 5 番 7 号

3 実施内容

(1) 対象案件

法律相談は犯罪被害（身体犯）に関するものに限り、かつ予約制とします。

(2) 相談日における相談件数

相談件数は、1 相談日あたり 4 件までとし、これを超えた場合は、当該月の当番弁護士会と協議し、臨時の相談日を設けるか、又は翌月の相談日に実施するか決定します。

(3) 相談時間

相談時間は、原則として 1 件当たり、30 分間以内とします。

4 相談費用(無料)

原則、初回のみ無料とします。

5 相談弁護士

富山県弁護士会犯罪被害者支援委員会の当該月の当番弁護士が相談に当たります。

なお、相談に際しては、当センターの支援相談員が陪席いたします。